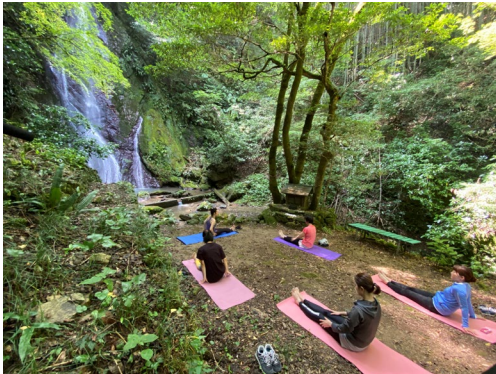


内子ヨガトリート 滝ヨガ&ランチ



ヨガ（イメージ）



滝打たれ体験（イメージ）

◆出発日:2022年7月24日(日)、8月28日(日)、9月11日(日) 日帰り

月日	行程	観光施設：◎入場観光、○下車観光、△車窓観光	食事
	<みそぎの里 09:30 集合> 愛媛県喜多郡内子町只海甲 456		
7/24 (日)	09:45 紅葉ヶ滝まで徒歩移動(約20分)		
	10:10 ヨガ体験		朝:ー
8/28 (日)	11:30 滝打たれ体験		昼:○
	12:00 みそぎの里まで徒歩移動(約15分)		夕:ー
9/11 (日)	12:30 みそぎの里にてランチ ※お弁当となる場合があります。		
	13:30 現地自由解散		

※上記のスケジュールは、旅行実施時の状況などの都合により多少変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

《旅行代金》【お一人様】8,800円(おとな・子ども同額)

《最少催行人員》各回4名(募集人員6名)

《食事条件》朝食:0回 昼食:1回 夕食:0回

《申込締切》各回開催日の3日前 満員になり次第締め切らせて頂きます

《添乗員》添乗員は同行しません(現地係員がご案内します)

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人内子町観光協会

旅行事業係 三好美智子

TEL: 0893-44-3790

E-mail: m.uchiko.tourism@gmail.com

住所: 愛媛県喜多郡内子町内子2020番地

営業時間: 月~日曜日 9:00~17:30(木曜日は休業)

【旅行企画・実施】

一般社団法人内子町観光協会

愛媛県知事登録旅行業 地域-212号

住所: 愛媛県喜多郡内子町内子2020番地

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。

旅行条件書

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 本旅行条件書は、旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び同法12条5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、一般社団法人内子町観光協会（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することとなります。

(2) 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件、最終旅行日程及び、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」といいます。）によります。

3. 旅行の申し込みと旅行契約の成立時期

当社にて当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ、旅行代金を添えてお申し込みいただきます。また旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

当社は、当社が発行するカードまたは当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

(1) 本稿でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2) 申込に際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発したときに成立し、当社がe-mailなどの電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

4. お申し込み条件

(1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れのあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) 小学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかに契約書面をお渡しします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発前までに当社指定の方法でお支払いください。

7. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金が含まれます。これらの費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天変地異、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、観光署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、お客様にあらかじめ説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においては変更後にご説明いたします。

9. 取消料

お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

[1] 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日以前の解除：無料

[2] 行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目に当たる日以降の解除（[3]～[6]を除く）：旅行代金の 20%

[3] 行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降の解除（[4]～[6]を除く）：旅行代金の 30%

[4] 行開始日の前日の解除：旅行代金の 40%

[5] 行開始当日の解除（[6]を除く）：旅行代金の 50%

[6] 加又は旅行開始後の解除：旅行代金の 100%

10. お客様の責任

(1) ご旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに現地係員、輸送機関等旅行サービス提供機関にご連絡ください。

(2) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(3) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたとときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様には当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

11. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

12. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

愛媛県知事登録旅行業 地域-212号

〒791-3301

愛媛県喜多郡内子町内子 2020 番地

一般社団法人内子町観光協会

TEL:0893-44-3790